

富山県告示第410号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金山谷田方町 線	魚津市湯上字中ヲサ 247番4から 魚津市湯上字稲荷割 353番3まで	令和4年12月9日	新川土木 センター
県道 高岡庄川線	高岡市戸出春日 551番から 高岡市戸出春日 551番まで	令和4年12月9日	高岡土木 センター

富山県告示第411号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年12月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
富山県富山市土字上境谷1の33
- 2 所在が不分明である通知の相手方

中川 幸三

3 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から令和4年11月1日農林水産省告示第1747号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和4年2月9日富山県告示第46号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第 189条による掲示

令和4年11月25日から富山市役所に掲示した。
